

職の上この際待遇改善要求を起すこととなり十月二十四日次の要求書を提出したのである。

○要求事項

- 1、中間酬資絶對廢止
- 2、各製品單價二割宛値上—四〇〇屯以下の時は常備資金支給のこと、四〇〇屯以上の場合は割増支給のこと—
- 3、年功手當（退職手當）の支給—當會社創立以來の者に左の如く支給のこと

三年—	本給	二十五日分
四年—	・	五十日分
五年—	・	七十五日分
六年—	・	百四十日分

- 7年— 本給 二百十日分
  - 八年— 二百四十日分
  - 九年— 二百五十日分
  - 十年— 三百二十日分
  - 十年以上— 一年を増す毎に二十日分
  - 4、年二回賞與支給のこと—其額は本給十五日分—
  - 5、年二回昇給のこと
  - 6、右要求提出後會社側に誠意なき場合は不備認進遲案提出す
- 右昭和九年十月二十四日より二十六日午後三時迄三日間の中に御回答ありたし若し右期間中に回答なき場合は會社側に誠意なきものと認む
- 昭和九年十月二十四日